

湯沢市上下水道事業窓口等業務委託業者選定委員会要領

第1 設置

湯沢市上下水道事業窓口等業務委託について、プロポーザル方式による受注候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、湯沢市上下水道事業窓口等業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

- 1 実施要領、要求水準書、評価基準書に関すること。
- 2 参加資格者審査、企画提案書審査に関すること。
- 3 受注候補者の決定に関すること。
- 4 その他必要な事項。

第3 組織

委員会は、委員5人以上で組織し、次に掲げる者のうちから湯沢市上下水道事業管理者が委嘱する。

- (1) 建設部長
- (2) 上下水道課長
- (3) 総務課職員
- (4) 情報政策課職員
- (5) 業務経験がある上下水道課以外の職員
- (6) その他関係課職員
- (7) 地方公営企業の運営等に優れた識見を有する外部の者
- (8) 前7号に掲げるもののほか、湯沢市上下水道事業管理者が必要と認める者

第4 任期

委員の任期は、委嘱の日から受注候補者を決定するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を1人置き、委員長は建設部長とする。
- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、建設部上下水道課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、令和5年4月27日から施行する。